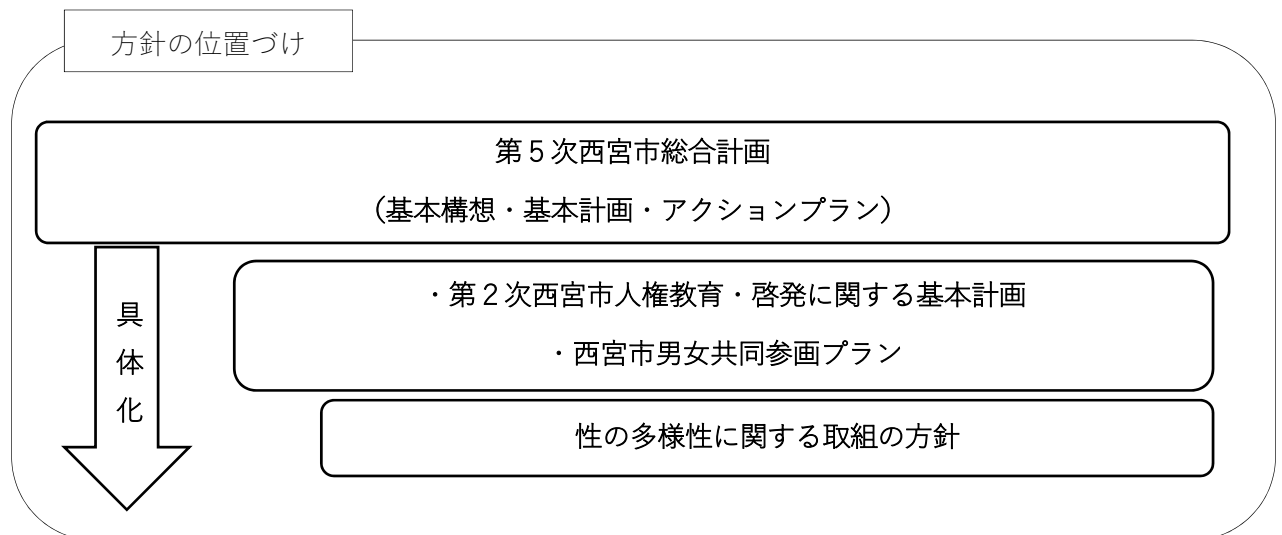


## 西宮市性の多様性に関する取組の方針（素案）

### 1 策定の趣旨

- 西宮市では、以下の計画に基づいて「性の多様性に関する取組の方針」を定め、取組を進めます。
  - 「第5次西宮市総合計画アクションプラン」（令和元（2019）～10（2028）年度）  
「全ての人の人権が尊重され、多様な価値観やライフスタイルを互いに認め合うことができるまちを実現する」
  - 「第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画〈大切な視点②〉」  
一人ひとりが『多様性』を認め合う～みんなちがってあたりまえ～
  - 「西宮市男女共同参画プラン〈基本理念〉」  
誰もが性別にとらわれることなく、互いに尊重し合い、一人ひとりの力を活かすことができる社会の実現
- いまだにLGBTをはじめとする、いわゆる性的マイノリティ当事者は、職場や学校、地域等において様々な困難を抱える場合があります。また、差別や偏見も根強く残っており、誰にも相談できずに生きづらさを感じ、孤立している場合もあり、自殺したいと考えたことがある方の割合が高いことも指摘されています。
- こうした課題を解決していくために、性的マイノリティの方々の困難や生きづらさを解消するための支援や性の多様性に関する教育・啓発を行います。性的指向及び性自認に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会を目指すため、取組の方針を策定します。



### 2 取組を検討・実施する体制

当事者、市民、企業、団体等と連携・協働しながら実施します。

本市の内部体制としては、西宮市男女共同参画推進委員会や西宮市男女共同参画推進会議など既存の推進体制を活用します。

### 3 取組の方向性と体系

以下のとおり、2本柱で検討・実施します。

- ・性的マイノリティ当事者に対する支援事業
- ・市民や企業等に対する人権教育・人権啓発事業

### 4 具体的な取組

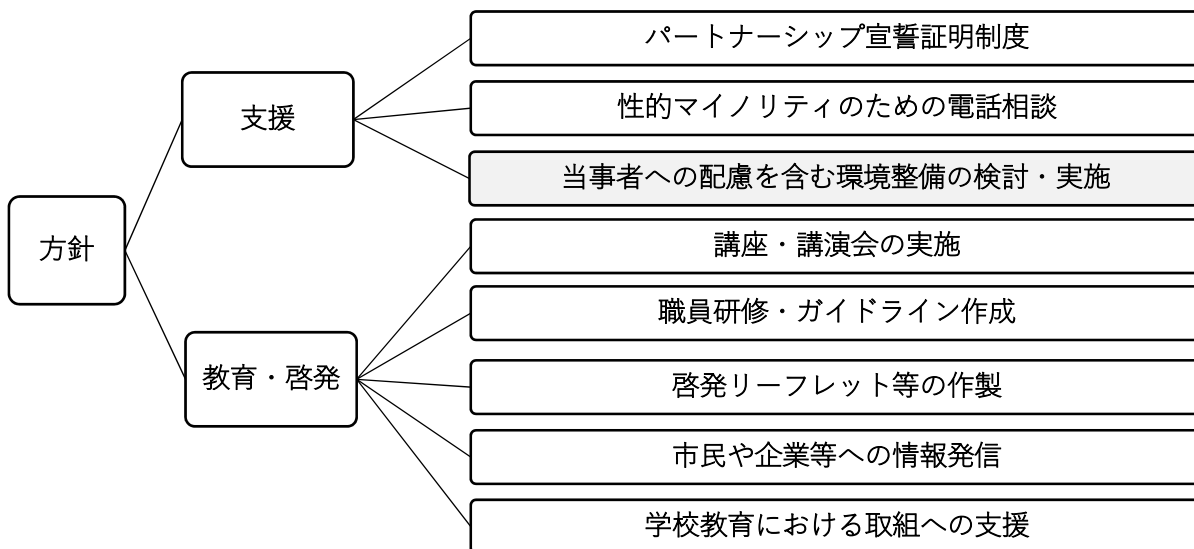
#### (1) 支援事業（令和3（2021）年度から順次実施）

- ①（仮称）西宮市パートナーシップ宣誓証明制度の導入
- ②性的マイノリティのための電話相談事業の実施
- ③その他当事者への配慮を含む環境整備の検討・実施

#### (2) 人権教育・人権啓発事業（順次実施）

- ①市職員向け研修の実施及びガイドラインの作成
- ②市職員、市民や企業、各種団体等に対し、性の多様性に関する講演会等を実施
- ③啓発リーフレットやグッズ等の作製・配布
- ④市民や企業、各種団体等への情報発信
- ⑤学校教育における取組への支援

※社会情勢等の変化を踏まえ、本方針に掲載されていない取組を実施する場合があります。



## (仮称)西宮市パートナーシップ宣誓証明制度(案)

### 1 趣旨

「西宮市性の多様性に関する取組の方針」に基づき、性的指向（好きになる性）及び性自認（自分が認識している性）に関わらず一人ひとりの人権が尊重され、多様な生き方や価値観を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、「(仮称)西宮市パートナーシップ宣誓証明制度」を創設します。

同制度の導入により、人生のパートナーとして共に生きていきたいという性的マイノリティ当事者の気持ちに寄り添い、受け止めるとともに、性的マイノリティ当事者の人権尊重、性の多様性の尊重及び社会的理解が促進されることを期待するものです。

### 2 制度の概要

お互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓した性的マイノリティ当事者に対して、宣誓書受領証を交付するもの。

### 3 用語の定義

#### (1) パートナーシップ

一方又は双方が性的マイノリティである2者間の関係であって、お互いに人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束したもの。

#### (2) 性的マイノリティ

LGBT\*や、恋愛感情や性的感情の一方またはその両方を抱かない人、自分自身の性を決められない・分からない人などの総称。

\*恋愛感情・性的感情の対象が同性に向かう人（レズビアン、ゲイ）や男女両方に向かう人（バイセクシュアル）、出生時の性別とは異なる性別を生きる人もしくは生きたい人（トランスジェンダー）。

### 4 開始予定時期

令和3（2021）年4月1日

### 5 宣誓者の要件

パートナーシップを形成しているもので次のいずれにも該当するもの

- (1) 双方が成年に達していること（令和4（2022）年4月1日以降は18歳以上とする。）
- (2) 一方又は双方が本市内に住所を有するか、本市内に転入を予定していること
- (3) 双方に配偶者がいないこと
- (4) 宣誓者以外の方と他の自治体等でパートナーシップ宣誓を行っていないこと
- (5) 宣誓者同士の関係が民法734条又は735条に規定する近親者でないこと  
（パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く）

### 6 宣誓に必要な書類

- (1) パートナーシップ宣誓書兼確認書
- (2) 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
- (3) 独身であることを証明できるもの（外国籍の場合は、婚姻要件具備証明書）
- (4) 本人確認書類の写し（運転免許証等）

## 7 宣誓の方法

パートナーシップ宣誓を行うお二人に揃ってお越しいただき、パートナーシップ宣誓書兼確認書に所定の事項をそれぞれ自署したものなど必要書類を市に提出する。

## 8 受付窓口

男女共同参画推進課

## 9 市が交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ宣誓書受領証（カードタイプ）

## 10 宣誓書受領証の返還

次の場合、交付を受けた宣誓書受領証を返還しなければならない。ただし、(2)に該当する場合で、宣誓者が引き続き当該受領証の保持を希望する場合は、市が死亡した日以降受領証の効力が生じないように処理した上で、宣誓者は引き続き当該受領証を保持することができる。

- (1) パートナーシップを解消したとき
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき
- (3) 「5 宣誓者の要件」の(1)を除く要件のいずれかに該当しなくなったとき
- (4) パートナーシップ宣誓をした時点において、「5 宣誓者の要件」のいずれかに該当していなかったことが判明したとき

## 11 宣誓書受領証の提示で利用可能な行政サービス

- (1) 市営住宅の入居申込
- (2) 犯罪被害者等への支援（遺族支援金の支給等）
- (3) その他、「婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」等の規定に基づき実施している行政サービス・制度等については、今後可能な限り、パートナーシップ宣誓書受領書を有するカップルにも適用できるよう検討していく。

（ただし、パートナーシップ宣誓を行うことによって、従来適用されていた福祉医療などの行政サービスについて、パートナーの所得を合算して判定されることになり、適用されなくなる場合もある。）

## 12 証明により期待できる効果

市内事業者への波及効果（民間が提供するサービスの要件緩和等に繋がる）

## 13 その他

- (1) 本制度は要綱に基づくもので、婚姻とは異なるため、民法によって生じる効力は有しない。
- (2) 宣誓書受領証の発行による手数料はかからない。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担とする。
- (3) 宣誓書受領証には、通称名を記載することができる。